

第3章 教育課程、授業時数および教職員組織

(教育課程、授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は別表のとおりとする。

- 2 教育科目ごとに法定標準教育時間数に達しないものがあるときは、その理由により規定時間数を充たすまで授業を行うものとする。

(始業、終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

始業 8時45分

終業 15時45分

(教職員組織)

第9条 本校に校長1名、教員7名以上、事務職員2名以上及びその他の職員を置く。

(校長)

第10条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。